

* 子育て援助活動利用促進補助金 *

この補助金は、松前町が補助金を交付することにより、利用者の経済的負担を軽減し、子育て援助活動の利用促進を図ることを目的としたものです。手続き方法や詳細については、はぐはぐへお問い合わせください。

対象者

松前町に
住所を有する者

松前町子育て援助
活動支援事業に登
録している利用者

下記区分のい
ずれかの条件を満
たす者



補助対象者の区分	利用時間の区分		補助金額
1 2以外の登録利用者 (市町村民税所得割額が 211,300円を超えない 世帯に限る。)	1回の利用時間が1時間以内の場合		500円
	1回の利用時間が1時間を超える場合		500円に、利用時間の1時間を超える時間30分ごとに250円を加算した額
2 次に掲げる家庭に属する登録利用者 (1)児童扶養手当受給家庭 ※1 (2)ダブルケア家庭 ※2 (3)低所得者家庭 ※3	1月の利用時間が10時間に達するまで	1回の利用時間が1時間以内の場合	1,000円
		1回の利用時間が1時間を超える場合	1,000円に、利用時間の1時間を超える時間30分ごとに500円を加算した額
	1月の利用時間が10時間に達した後	1回の利用時間が1時間以内の場合	500円
		1回の利用時間が1時間を超える場合	500円に、利用時間の1時間を超える時間30分ごとに250円を加算した額

交通費や食事代などの実費、キャンセル料等は対象外となりますので、御注意ください。

※1 児童扶養手当を受給している世帯

※2 要介護認定を受けた者と同居し、かつ、新生児から小学校6年生までの児童及び不登校の中学生、ひとり親家庭の中学生その他特に手厚い監護を必要とする中学生を養育している世帯

※3 生活保護法による保護を受けている世帯又は市町村民税が非課税である世帯

